

不処罰と闘う行動を通じて

人権の保護及び促進を求め一連の原則

山下 恭弘

序

国連人権委員会は二〇〇四年四月、ジョアネ (Louis Joinet) が一九九七年に提示した不処罰 (impunity) に関する原則^①を更新するために、一年任期の独立専門家を任命するよう国連事務総長に依頼し、オレントリッチャー (Diane Orentlicher) がこの任務を引き受けることになった。二〇〇五年二月、彼女は更新された一連の原則を人権委員会に提出した。

ジョアネは、原則を「厳格な意味での法的基準ではない^②」と述べるに留まったが、オレントリッチャーは、原則が初めて示された一九九七年以降の不処罰に関する国家実行その他を研究し、「国際法における最近の発展は、原則を全体

* 福岡大学法学部教授

的に承認し、原則が不処罰と闘う国内の努力に寄与していることを浮き彫りにした³⁾と評価した。そして現状に合わせて、原則の一部を更新したのである。

更新された原則は現在、オレントリッチャーがまとめた「不処罰と闘うための一連の原則を更新する独立専門家の報告書」の付属書(UN Doc. E/CN.4/2005/102/Add.1)として公表されており、この付属書を邦訳し、資料として紹介する。なお、この原則を中心とした「不処罰に対する国連の取組み」に関する論考は、後日の小論で行う。

(1) UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1997/20/Rev.1.

(2) *Ibid.*, para.49.

(3) UN Doc. E/CN.4/2004/88, p.2.

(4) 邦訳では、例えば原則六に見られるように、項を表わす1・2の算用数字が記されているが、原文にはなく、筆者が記したものである。

不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則の一覧表

前文

定義

I 不処罰と闘うこと…一般的義務

原則一 不処罰と闘うために実効的な行動をとる国家の一般的義務

II 知る権利

A 一般原則

原則二 真実を求める不可譲の権利

原則三 記憶しておく義務

原則四 被害者の知る権利

原則五 知る権利を実行するための保障

B 調査委員会

原則六 真実委員会の設立及び任務

原則七 独立性、公平性及び権能の保障

原則八 委員会の権限の明定

原則九 関係者のための保障

不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則（山下）

原則一〇 被害者及び被害者のために証言する証人のための保障

原則一一 委員会のための十分な資源

原則一二 委員会の勧告的機能

原則一三 委員会の報告書の公表

C 侵害の証拠となる公文書の保存及び利用

原則一四 公文書の保存のための措置

原則一五 公文書の利用を円滑に進めるための措置

原則一六 公文書に係わる部局と裁判所及び非司法的な調査委員会間の協力

原則一七 名前を含む公文書に関する特別措置

原則一八 民主主義及び／又は平和の回復又は移行期に関連した特別措置

Ⅲ 裁判を求める権利

A 一般原則

原則一九 司法の運営に関する国家の義務

B 国内裁判所、外国の裁判所、国際裁判所及び国際化された裁判所間の管轄権の配分

原則二〇 国際刑事裁判所及び国際化された刑事裁判所の管轄権

原則二一 普遍的及び国際的裁判管轄権に関する国際法上の原則の実効性を強化するための措置

C 不処罰と闘うための行動により正当化される法規に対する制限

原則二二 制限措置の性格

原則二三 時効に対する制限

原則二四 恩赦に関する制限その他の措置

原則二五 庇護権に対する制限

原則二六 犯罪人の引渡し／一事不再理に対する制限

原則二七 適正な服従、上官の責任及び公的地位に関連した免責事由に対する制限

原則二八 開示又は懺悔に係わる法の効果に対する制限

原則二九 軍事裁判所の管轄権に対する制限

原則三〇 裁判官の罷免禁止の原則に対する制限

IV 賠償を求める権利／再発防止の保証

A 賠償を求める権利

原則三一 賠償を行う義務から生ずる権利及び義務

原則三二 賠償手続

原則三三 賠償手続の公表

原則三四 賠償を求める権利の範囲

不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則（山下）

B 侵害の再発防止の保証

原則三五 一般原則

原則三六 国家機関の改革

原則三七 不正規軍の解体／子どもの復員及び社会への再統合

原則三八 不処罰に寄与する法及び機関の改革

不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則**前文**

人権の無視及び軽蔑が人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらしたことを認める世界人権宣言の前文を想起し、そうした行為が再び起こるかもしれない危険性が絶えず存在することを自覚し、

すべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守に関する国際連合憲章第五五条に掲げる目的を達成するために、実効的な国際協力の発展に最大限の重要性を与えつつ、同憲章第五六条に基づき加盟国が共同及び個別の行動をとるとした約束を再確認し、

国際法に基づきすべての国が人権を尊重しかつ人権の尊重を確保する義務が、不処罰と闘うために実効的な措置がとられるべきであると要求していることを考慮し、

正義の要求が実効的に満たされないならば、公正かつ永続的な和解はありえないことを自覚し、

和解の重要な要素と考えられる赦しとは、それが私的な行為である限りにおいて、被害者又は被害者の利益を受ける者が侵害の加害者を知り、かつ、その加害者が自己の行為をすでに認めていることを意味するものであることを等しく自覚し、

ウィーン宣言及び行動計画の第Ⅱ部の九一に掲げる勧告において、世界人権会議（一九九三年六月）が人権侵害の加害者の不処罰について懸念を表明し、この問題のすべての側面を検討する国連人権委員会の努力を奨励したことを想起し、

それ故に、侵害の被害者の利益のために知る権利そして暗に真実を求める権利、裁判を求める権利及び賠償を求める権利の遵守を共同で確保することを目的として、国内的及び国際的措置がとられなければならない、これらの権利なくして不処罰の有害な影響に対する実効的な救済などありえないことを確信して、

次の原則は、ウィーン宣言及び行動計画に従い、不処罰と闘うための実効的な措置を発展させる際の国家を支援する指針となるべく意図されている。

定義

A 不処罰 「不処罰」とは、侵害の加害者が告発、逮捕、裁判、有罪判決を受けた場合には適切な刑罰の宣告、さらに被害者に対する賠償へと至る可能性のある調査を何ら受けないうために、法律上又は事実上「刑事、民事、行政又は懲戒上のいづれの手続においても」当該加害者の責任を問うことが不可能なことをいう。

B 国際法に基づく重大な犯罪 「国際法に基づく重大な犯罪」なる文言には、以下の原則で用いられているとおり、

不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則（山下）

一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約及び一九七七年の第一追加議定書の重大な違反、国際法の下で犯罪とされる国際人道法その他の違反、集団殺害罪、人道に対する罪、国際法の下で犯罪とされる国際的に保護された人権のその他の違反、及び／又は、例えば拷問、強制失踪、超法規的処刑や奴隷といった国際法が国家に処罰を求めているものが含まれる。

C 民主主義及び／又は平和の回復又は移行期 この表現は、以下の原則で用いられており、民主化に向けた国民的運動又は武力紛争の終結を目指す和平交渉の枠内で、どういった形であれ行為者又は関係当事者が人権侵害の処罰及び再発を避ける措置をとることに合意する協定へと至る状況をいう。

D 真実委員会 「真実委員会」なる文言は、以下の原則で用いられており、通常は幾年かにわたり行われてきた人権又は人道法の侵害形態を調査する公的、一時的、非司法的な事実説明機関をいう。

E 公文書 「公文書」なる語は、以下の原則で用いられており、情報源からの人権及び人道法の侵害に関する資料の収集に言及するものであり、この情報源には、次のものが含まれる。すなわち、(a) 国家政府機関、特に人権侵害に関して重要な役割を果たしたものの、(b) 地方機関、例えば人権侵害に係わった警察署、(c) 国家機関、これには人権の保護に係わる検察及び司法当局が含まれる、(d) 真実委員会その他の調査機関が収集した資料、である。

I 不処罰と闘うこと…一般的義務

原則一（不処罰と闘うために実効的な行動をとる国家の一般的義務） 不処罰は、国家が次の義務を果たすことができないことから生ずる。すなわち、侵害を調査すること、特に司法の分野で、刑事責任の疑いをかけられた者が訴追され、裁判に付され、かつ正当に処罰されることを確保することにより加害者に関して適切な措置をとること、被害者に実効的な救済措置を提供し、かつ被害者が被った損害に対して賠償を受けることを確保すること、侵害について真実を知る不可譲の権利を確保すること、侵害の再発を防止するのに必要なその他の措置をとること、である。

II 知る権利

A 一般原則

原則二（真実を求める不可譲の権利） すべての者は、凶悪な犯罪の実行に関する過去の出来事について、また、大規模又は組織的な侵害を通じて当該犯罪が実行されるに至った事情及び理由について、真実を知る不可譲の権利を有する。真実を求める権利の十分かつ実効的な行使は、侵害の再発を避けるのに欠かせない防護措置となる。

原則三（記憶しておく義務） 人々が抑圧された歴史を知ることが、自己の遺産の一部となるので、国家が人権及び人道法の侵害に関する公文書その他の証拠を保存し、かつ、当該侵害を知ることが容易にする義務を果たす際は、遺産として適切な措置が確保されなければならない。こうした措置は、集団的記憶が失われないようにすること、特に修正論者及び否定論者の反論を防ぐことを目的とする。

原則四（被害者の知る権利） 被害者及びその家族は、法的手続の如何を問わず、侵害が発生した事情及び死亡又は失踪

の場合は被害者が辿った運命について真実を知る、時効で消滅することのない権利を有する。

原則五（知る権利を實行するための保障） 国家は、知る権利を實行するのに適切な行動（司法の独立したかつ実効的な運用を確保するのに必要な措置を含む。）をとらなければならない。この権利を確保する適切な措置には、司法の任務を補完する非司法的な手続が含まれる。大規模又は組織的に行われた凶悪な犯罪を体験した社会は、特に真実委員会その他の調査委員会を創設することにより、真実が解明されるよう当該侵害の周辺事実を確定し、かつ証拠の消滅を防止する利点を得ることができる。国家は、こうした機関を設立するかどうかに関わりなく、人権及び人道法の侵害に関する公文書を保存し、かつその利用を確保しなければならない。

B 調査委員会

原則六（真実委員会の設立及び任務） 1 真実委員会を設立し、その権限を明定し、かつその構成を取り決める決定は、最大限可能な範囲で、特に被害者及び遺族の意見が求められる広範な公の協議に基づくべきである。男女が平等に当該協議に参加するのを確保するために、特別な努力が払われるべきである。

2 真実委員会が行う調査は、被害者及びその家族の尊厳を認めつつ、特に以前に否定されたような真実の部分を確証する目的で行われるべきである。

原則七（独立性、公平性及び権能の保障） 調査委員会（真実委員会を含む。）は、その独立性、公平性及び権能を確保する手続を通じて設立されなければならない。この目的を達するために、調査委員会（国際的性格を有する委員会を含む。）の権限については、次の指針が尊重されるべきである。

(a) 委員会は、国民に対し委員の権能及び公平性（委員たる資格のなかに人権分野の、適切な場合は人道法分野の専門的知識を含む。）を明確に示す基準に従って設置されるものとする。委員会はまた、その独立性を確保する条件に従って、特に委員はその任期中に解任されないこと（任務不能又は任務遂行に不適切とされる態度を理由とする場合を除く。）により、また、公正かつ公平な独立した決定を確保する手続に従って設置されるものとする。

(b) 委員は、特に委員会の報告書に記載された事実又は意見を基に自己に対し提起された名誉毀損の手続その他の民事又は刑事上の訴訟に関しては、任務の後の期間も含めて、自己を守るために必要なあらゆる特権及び免除を享有する。

(c) 委員たる資格を決定するに際しては、女性の代表と共に、その構成員が特に人権侵害を受けやすかったその他の適切な集団の代表が十分に確保されるよう協調した努力が払われるべきである。

原則八（委員会の権限の明定） 1 管轄上の争いを避けるために、委員会の権限は明確に規定されなければならない。また、調査委員会は民事、行政又は刑事裁判所の代替機関として行動するよう意図されていないとの原則に合致するものでなければならぬ。特に、刑事裁判所が唯一、判決を下し刑罰を科するのに適切であるとの観点から、個人の刑事責任を確定する管轄権を有する。

2 原則一二及び一三に掲げられた指針に加えて、調査委員会の権限として、次の規定が導入又は考慮されるべきである。

(a) 委員会の権限として、次の権利を再確認することができる。すなわち、法の執行に携わる当局の支援を求めること（必要な場合は、原則一〇(a)の条件に従い証言を求めるための支援を含む）、調査において関係箇所の立入検査

を行うこと、及び／又は関係資料の送達を求めること、である。

(b) 委員会は、その調査により関係者の生命、健康若しくは安全が脅かされる、又は証拠となる要素が失われる危険があると信ずるに足る理由を有する場合は、緊急手続の下で裁判所の行動を求め、又はこのような脅威若しくは危険を絶つためにその他の適切な措置をとることができる。

(c) 調査委員会が行う調査は、人権及び／又は人道法の侵害の責任を有すると申し立てられたすべての者に関係し、当該人が侵害を命じ又は実際に侵害を行ったこと、加害者又は共犯者として行動したことの如何を問わず、また、当該人が公務員又は政府に準ずる若しくは国家と何らかの結びつきを持った私的な武装集団の一員であること、又は非政府の武装した運動団体の一員であることの如何を問わない。調査委員会はまた、人権及び人道法の侵害を容易にしたその他の行為者の役割を検討することができる。

(d) 調査委員会は、人権及び人道法のあらゆる形態の侵害を検討する管轄権を有することができる。その調査は、優先事項として国際法に基づく重大な犯罪となる侵害（特に、女性その他の被害を受けやすい集団の基本的権利の侵害を含む。）に焦点を合わせるべきである。

(e) 調査委員会は、後の司法の運営の際の利用に供するため証拠の保護に努める。

(f) 調査委員会の権限として、委員会の公文書保存の重要性を強調すべきである。委員会は、活動を始めるに当たり、国民の公文書利用を円滑に進めると同時に資料の利用を規律する条件（秘密情報の開示を妨げることを目的とした条件を含む。）を明らかにすべきである。

原則九（関係者のための保障） 委員会がその報告書のなかで加害者を特定する前に、関係者たる個人は、次の保障を受

ける権利を有する。

- (a) 委員会は、個人が公に名前を告げられる前に、当該人に関係する情報の裏付けをとるよう努めなければならない。
- (b) 関係者たる個人は、委員会が調査を行うなかで聞く聴聞会で、又は委員会の公式記録に加えるために行われる、答弁する権利に相当する文書の提出を通じて、事実に関する自己の見解を示す陳述を行う機会を与えられる。

原則一〇（被害者及び被害者のために証言する証人のための保障） 安全、肉体的及び精神的健康並びに必要な場合は、委員会に情報を提供する被害者及び証人のプライバシーを確保するために、実効的な措置がとられるものとする。

- (a) 被害者及び被害者のために証言する証人は、完全に任意で専ら委員会で証言することを求められる。
- (b) 社会福祉事業に携わる者及び／又は精神面の健康管理に携わる者が、特に性的暴行の事件において、なるべく被害者自身の言語で証言の間及び証言の後も被害者を支援するよう認められるべきである。

(c) 証言を行う者が支出するすべての費用は、国家が負担する。

- (d) 秘密にするとの約束に従って証言を行った証人を特定する可能性のある情報は、開示からの保護を受けなければならない。証言を行う被害者その他の証人は、少なくとも自らが委員会に提供した情報の開示を規律する規則を知らされるべきである。匿名で委員会に情報の提供を求める場合は、特に性的暴行の事件において重大な考慮が払われるべきであり、また、委員会は、必要に応じて提供された情報の裏付けを認めると同時に、適切な場合は匿名を保障する手続を定めるべきである。

原則一一（委員会のための十分な資源） 委員会は、次のものを提供される。

- (a) 委員会の独立性が決して疑われないことを保証する透明性のある資金調達

(b) 委員会の信頼性が決して疑われることがないことを保証する十分な物的及び人的資源

原則一二(委員会の勧告的機能) 委員会の権限として、不処罰と闘うための立法その他の行動に関する勧告を最終報告書に盛り込むよう委員会に求める規定を含むべきである。その権限において、委員会は勧告を含むその活動のなかに女性の経験を組み入れることを確保すべきである。政府は、調査委員会を設立する場合には、委員会の勧告に正当な考慮を払うことを約束すべきである。

原則一三(委員会の報告書の公表) 委員会の権限として、安全上の理由から又は証人及び委員会委員に対する圧力を避けるために、調査の適切な部分の秘密が保たれるよう定めることができる。その一方で、委員会の最終報告書は完全に公開され、かつ可能な限り広範に流布される。

C 侵害の証拠となる公文書の保存及び利用

原則一四(公文書の保存のための措置) 知る権利は、公文書は保存されなければならないとの意味を含む。特に人権及び／又は人道法の侵害の加害者の不処罰確保を目的とした公文書の撤去、破壊、秘匿又は偽造を防止するために、技術的措置及び罰則が適用されるべきである。

原則一五(公文書の利用を円滑に進めるための措置) 1 公文書利用の円滑な実施は、被害者及びその親族が自己の権利を主張できるようにするために行われる。

2 利用の円滑な実施は、自己の弁護のために利用を求める関係者のために、必要に応じて行われる。

3 公文書利用の円滑な実施はまた、歴史研究のために行われるが、被害者その他の個人のプライバシー及び安全を守

ることを目的とした合理的な制限に服することを条件とする。検閲の目的のために、利用を規律する正規の条件を用いてはならない。

原則一六（公文書に係わる部局と裁判所及び非司法的な調査委員会間の協力） 裁判所及び非司法的な調査委員会は、これらの機関に報告を行う捜査当局と同様に、関連性のある公文書を利用できなければならない。この原則は、プライバシーに係わる適切な懸念（特に被害者その他の証人に証言の必須条件として与えられる秘密の確約を含む。）を尊重する形で実施されなければならない。当該利用は、次の場合を除き国家の安全を理由に否定されてはならない。すなわち、特別な事情の下で法律が制限を定めた場合、正当な国家の安全上の利益を保護するために、政府が民主的な社会において制限が必要であることを証明した場合、及び当該否定が独立した司法審査に服する場合、である。

原則一七（名前を含む公文書に関する特別措置） (a) この原則の適用上、名前を含む公文書と解されるのは、公文書が記述する個人を直接的又は間接的に特定できる情報を含む公文書である。

(b) すべての者は、国家文書に自己の名前があるかどうかを知る権利を有し、公文書を利用する権利によって名前が判明した場合は、答弁する権利を行使して自己に関する情報の有効性に異議を申し立てる権利を有する。異議申立てのあった文書については、同文書の有効性を問題にする文書との相互参照が導入されるべきであり、前者の文書が求められるときは何時でも、両文書が共に利用できるようにしなければならない。調査委員会の公式記録の利用は、原則八(f)及び一〇(d)に従い被害者及び被害者のために証言するその他の証人が秘密を求める正当な期待と均衡のとれたものでなければならない。

原則一八（民主主義及び／又は平和の回復又は移行期に関連した特別措置） (a) 特に指定された官庁の責任の下で、各

公文書センターを置く措置がとられるべきである。

(b) 保管された公文書の目録を作成し、かつ当該文書の信頼度を評価する場合は、抑留の場所や拷問のような人権及び／又は人道法の重大な違反が行われたその他の現場に関する公文書に対し、特にこのような場所の存在が公式に認められていなかったときは、特別な注意が払われるべきである。

(c) 第三国は、真実を確定するために公文書の伝達又は返還のための協力を求められるものとする。

Ⅲ 裁判を求める権利

A 一般原則

原則一九(司法の運営に関する国家の義務) 1 国家は、人権及び国際人道法の侵害に対し迅速、十分、自主的かつ公平な捜査を行い、特に刑事司法の分野で、国際法に基づく重大な犯罪の責任を有する者が訴追され、裁判に付され、かつ正当に処罰されることを確保することにより、当該加害者に関して適切な措置をとる。

2 訴追の決定は、主に国家の権能に属するが、被害者、被害者の家族及び相続人は、特に民事の当事者として又は刑事訴訟法が私人訴追の手続を認める国においては当該訴追を行う者として、個人的又は集団的に訴訟を提起することができる。国家は、不当な扱いを受けた当事者及び正当な利害関係を有する者又は非政府団体のいずれに対しても、司法手続において広範な法律上の当事者適格を保障すべきである。

B 国内裁判所、外国の裁判所、国際裁判所及び国際化された裁判所間の管轄権の配分

原則二〇（国際刑事裁判所及び国際化された刑事裁判所の管轄権） 1 国家は、原則として、国際法に基づく重大な犯

罪に対して裁判管轄権を行使する主要な責任を有する。国際刑事裁判所及び国際化された刑事裁判所は、国内裁判所が独立及び公平を十分に保障できない場合、あるいは実質的に、実効的な捜査又は訴追を行う能力又は意図を欠いている場合は、自らの規程の条項に従い競合する管轄権を行使することができる。

2 国家は、国際刑事裁判所及び国際化された刑事裁判所に関する法的義務を完全に履行することを確保しなければならない。この確保には、必要な場合、国家が国際刑事裁判所に関するローマ規程の遵守を通じて、又はその他の拘束力のある文書に基づいて生ずる義務を履行できるように国内法を制定すること、また、容疑者を逮捕し、引渡しかつ証拠に関して協力するために適用可能な義務を実施することが含まれる。

原則二一（普遍的及び国際的裁判管轄権に関する国際法上の原則の実効性を強化するための措置） 1 国家は、自国の裁判所が慣習法及び条約法の適用可能な原則に従い、国際法に基づく重大な犯罪に対し普遍的管轄権を行使できるように必要とされる実効的な措置（国内法の採択又は改正を含む。）をとるべきである。

2 国家は、容疑者を引渡さない場合、又は国際裁判所若しくは国際化された裁判所に訴追のために移送しない場合は、国際法に基づく重大な犯罪の責任を有する個人であるとの確かな証拠がある者に対し、自らが請け負った刑事手続を提起する法的義務を完全に履行することを確保しなければならない。

C 不処罰と闘うための行動により正当化される法規に対する制限

原則二二（制限措置の性格） 国家は、不処罰を促進又は助長する時効、恩赦、庇護権、引渡し拒否、一事不再理、適正な服従、官吏免責、懺悔、軍事裁判所の管轄権、裁判官の罷免禁止に関係するような規則の濫用を避ける防護措置を採用し、かつ実施すべきである。

原則二三（時効に対する制限） 1 刑事事件における一訴追又は刑罰の一時効は、何らの実効的な救済も利用できないような時の経過として用いてはならない。

2 時効は、本質的に時効の適用を受けない国際法に基づく犯罪に適用してはならない。

3 時効が適用されるときも、当該時効は、自己の損害に対し賠償を求める被害者が提起した民事又は行政上の訴訟に効力を及ぼすものではない。

原則二四（恩赦に関する制限その他の措置） 恩赦その他の減刑措置は、和平協定をもたらす環境を整えるために又は国民的和解を促すために意図された場合でも、次の限度内に留まるものとする。

(a) 国際法に基づく重大な犯罪の加害者は、原則一九が規定する義務に国家が対処した後、又は当該国の域外で加害者が一国際的、国際化された又は国内的な、いずれにせよ一管轄権を有する裁判所で訴追された後でなければ、かかる措置がもたらす利益を受けることはできない。

(b) 恩赦その他の減刑措置は、原則三一から三四までが規定する被害者の賠償を求める権利に関して何ら影響を及ぼすものではなく、また、知る権利を害するものでもない。

(c) 恩赦が罪を認めたものと解釈される場合は、意見及び表現の自由を求める権利の平和的な行使と結びついた行為

のために訴追又は刑の宣告を受けた個人に対し、恩赦を強要することはできない。世界人権宣言の第一八条乃至第二〇条、並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一八条、第一九条、第二二条及び第二二条が保障するとおり、当該人がこの正当な権利を単に行使したにすぎない場合は、法は当該人に関する司法その他の一切の決定を無効とみなし、その拘禁は、無条件にかつ遅滞なく終了するものとする。

(d) この原則の(c)が規定するもの以外の犯罪で有罪を宣告された個人であつて、恩赦の適用範囲内にあるものは、次の場合に恩赦を拒み再審を求める権利を有する。すなわち、当該人が世界人権宣言の第一〇条及び第一一条、並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約の第九条、第一四条及び第一五条が保障する公正な審理を受ける権利の利益を受けることなく裁判に付された場合、又は当該人が非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの結果として、特に拷問の下で得られたと立証された供述に基づいて有罪を宣告された場合、である。

原則二五（庇護権に対する制限） 国家は、一九六七年一月一日に総会が採択した領域内庇護に関する宣言の第一条2、及び一九五一年七月二八日の難民の地位に関する条約の第一条Fに基づいて、国際法に基づく重大な犯罪を行ったと信ずるに足る重大な理由を有する者に対し、これらの保護を受ける資格（外交的庇護を含む。）を拡大してはならない。

原則二六（犯罪人の引渡し／一事不再理に対する制限） (a) 国際法に基づく重大な犯罪を行った者は、犯罪人の引渡しを回避するために、一般に政治犯罪に関して有益な規定又は自国民不引渡しの原則を利用することはできない。ただし、関係者たる個人が引渡し要請国において死刑を科されるおそれがあるときは、犯罪人の引渡しは、特に死刑廃止国によって常に拒否されるべきである。犯罪人の引渡しはまた、容疑者が例えば、拷問、強制失踪又は超法規

的な、恣意的な若しくは略式の処刑といった大規模人權侵害を被る危険があると信ずるに足る十分な理由がある場合にも拒否されるべきである。これらの理由により犯罪人の引渡しを拒否するときは、引渡し要請を受けた国は、訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託するものとする。

- (b) 個人が以前に国際法に基づく重大な犯罪との関連で裁判に付されたとの事実は、次の場合は、当該人を同一の行為で訴追することを妨げない。すなわち、以前の訴訟が関係者の刑事責任を問わないことを目的とするものであった場合のほか、当該訴訟が国際法により認められた適正な手続の規範に従い独立して又は公平に行われなかった場合、また、事実上関係者を裁判に付する意図と合致しないやり方で行われた場合、である。

原則二七（適正な服従、上官の責任及び公的地位に関連した免責事由に対する制限） (a) 侵害の加害者は、自国政府又は上官の命令で行動したという事実により、特に刑事上の責任を免れることはないが、当該事実は、裁判の原則に従い減刑理由として考慮することができる。

- (b) 上官は、部下が犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知っており、又はその時点において知っていたとする理由がある場合であって、自己の権限においてそうした犯罪を防止又は処罰するために必要なあらゆる措置をとらなかったときは、当該侵害が部下により行われたという事実により、特に刑事上の責任を免れることはない。

(c) 国際法に基づく犯罪の加害者の公的地位―たとえ国家又は政府の長として行動したとしても―は、当該人の刑事上その他の責任を免れさせるものではなく、かつ減刑理由とはされない。

原則二八（開示又は懺悔に係わる法の効果に対する制限） 1 加害者は、開示又は懺悔に係わる法の有益な規定から利

益を得るために、自己又は他人が行った侵害を開示するという事実により、刑事上その他の責任を免れることはない。開示は専ら、真実を明らかにするよう奨励するために減刑理由とすることができる。

2 加害者が開示により迫害を受ける可能性がある場合は、原則二五に拘わりなく、開示する者は庇護・難民の地位ではない—を受けることができ、真実を明らかにするよう促される。

原則二九（軍事裁判所の管轄権に対する制限） 軍事裁判所の管轄権は、特に軍事要員が行った軍事犯罪にのみ制限されなければならない。通常の国内裁判所の管轄権又は適切な場合は、国際法に基づく重大な犯罪の事件であって国際刑事裁判所若しくは国際化された刑事裁判所の管轄権に服する人権侵害については、これを除外するものとする。

原則三〇（裁判官の罷免禁止の原則に対する制限） 罷免禁止の原則は、裁判官の独立を基本的に保障するものとして、法規が定める要件に従い任命された裁判官に関して遵守されなければならない。これに反して、不法に任命され又は忠誠という行為から裁判権を得ている裁判官は、原則として同一の資格を有する裁判官を並列させることに従い、法律によりその任務を解くことができる。当該裁判官は、復権を求めるため独立性及び公平性の基準を満たす手続の下で自己の罷免に異議を申し立てる機会を与えられなければならない。

IV 賠償を求める権利／再発防止の保証

A 賠償を求める権利

原則三一（賠償を行う義務から生ずる権利及び義務） いかなる人権侵害も、被害者又は被害者の利益を受ける者の側に賠償を求める権利を生じさせるが、この権利には、国家の側に賠償を行う義務及び被害者が加害者から救済を求める

可能性が含まれる。

原則三二（賠償手続） 1 すべての被害者は、原則三三に定められた時効に対する制限に従い刑事、民事、行政又は懲戒上の手続の形をとって、容易に利用可能で迅速かつ実効的な救済措置を利用できるものとする。被害者は、この権利を行使するに際して脅迫及び報復に対する保護を与えられる。

2 賠償はまた、個人及び地域社会に宛てて国内又は国際の各方面から資金が提供され、立法又は行政上の措置に基づいたプログラムを通じて提供することができる。被害者その他の市民社会に属する者は、このようなプログラムの企画及び実施において重要な役割を果たすべきである。女性及び少数者の集団が賠償プログラムを發展、実施及び評価する目的を持った公の協議に参加することを確保するために、協調した努力が払われるべきである。

3 賠償を求める権利の行使には、適用可能な国際的及び地域的な手続の利用が含まれる。

原則三三（賠償手続の公表） 被害者が賠償を求める権利を行使できる特別な手続が、公的なものばかりでなく私的な通信媒体によっても、できるだけ広範に公表されるべきである。このような流布は、国の内外で行われるべきであって、これには、特に多数の被害者が亡命を余儀なくされている国にある領事館を通じてのものが含まれる。

原則三四（賠償を求める権利の範囲） 1 賠償を求める権利は、被害者が被ったすべての損害に適用される。当該権利には、原状回復、補償、リハビリテーション及び国際法が提供するような救済の措置が含まれる。

2 強制失踪の場合、直接の被害者の家族は、失踪した者の運命及び／又は所在を知らされる、時効の適用を受けない権利を有し、また、死亡の場合は、加害者が特定又は訴追されたかどうかに関わりなく、当該人の遺体は、特定され次第直ちに家族に返還されなければならない。

B 侵害の再発防止の保証

原則三五（一般原則） 1 国家は、被害者が再び権利侵害に耐える必要がないよう確保する。この目的を達するために、国家は、法規の尊重を確保するのに必要な組織改革その他の措置を約束し、人権尊重の文化を育成しかつ維持し、また、政府機関への公の信頼を回復又は確立しなければならない。女性及び少数者の集団が公の機関において十分に代表されることが、この目的の達成のために不可欠である。侵害の再発防止を目的とした組織改革は、被害者その他の市民社会に属する者の参加を含む広範な公の協議を経て進展させるべきである。

2 かかる改革は、次の目標を進展させるべきである。

- (a) 公的機関による法規の一貫した遵守
- (b) 人権及び／又は人道法の侵害に寄与し又はこれを公認する法の廃止、並びに人権及び人道法の尊重を確保するのに必要な立法上その他の措置（民主的な組織及び手続を防護する措置を含む。）の制定
- (c) 軍隊、治安部隊及び諜報機関に対する文民統制、並びに不正規軍の解体
- (d) 武力紛争に関与した子どもたちの社会への再統合

原則三六（国家機関の改革） 国家は、法規の尊重及び人権の保護を確保する形で公的機関が組織されることを確保するために、あらゆる必要な措置（立法及び行政上の改革を含む。）をとらなければならない。国家は最低限、次の措置を約束すべきである。

- (a) 個人的に大規模人権侵害の責任を有する公務員及び公に雇われた者、特に軍事、治安、警察、諜報及び司法の部門に関与する者は、国家機関において職務を継続してはならない。これらの者の免職は、法の適正手続の要件及び

非差別の原則に従うものとする。国際法に基づく重大な犯罪で正式に個人責任を問われた者は、刑事又は懲戒上の手続の間は公務を停止される。

(b) 司法に関して、国家は適正手続の国際的な基準に従い裁判所の独立した、公平かつ実効的な活動を確保するのに必要なその他のあらゆる措置をとらなければならない。周知されている名称が何であれ人身保護令状は、免脱可能な権利とみなされなければならない。

(c) 軍隊、治安部隊及び諜報機関に対する文民統制が確保され、必要な場合は、確立又は回復されなければならない。この目的を達するために、国家は、軍隊、治安部隊及び諜報機関に対する実効的な文民監視組織（法律上の監視機関を含む。）を設けるべきである。

(d) 民事上の不服申立て手続が制定され、かつその実効的な運用が確保されるべきである。

(e) 公務員及び公に雇われた者、特に軍事、治安、警察、諜報及び司法の部門に関与する者は、人権及び適用可能な場合は人道法の基準に関して、また、これらの基準の実施に関して総合的かつ継続した訓練を受けるべきである。

原則三七（不正規軍の解体／子どもの復員及び社会への再統合） 1 准国家的な又は非公式の武装集団は、動員を解除されかつ解体される。国家機関（特に軍隊、警察、諜報及び治安部隊を含む。）の内部での当該集団の身分又は国家機関との結びつきは徹底的に調査され、そうした調査から得られた情報は公表されるべきである。国家は、かかる集団の構成員の社会への再統合を確保するために復帰計画を作成すべきである。

2 特に財政又は兵站面の支援を通じてかかる集団の創設及び発展に寄与した可能性のある第三国については、その協力を確保する措置がとられるべきである。

3 徴兵され又は敵対行為に使用された子どもは、動員を解除され又は別な方法で軍務から解放される。国家は、必要な場合は、これらの子どもに対しその肉体的及び精神的回復並びにその社会統合に向けてあらゆる適切な援助を与えるものとする。

原則三八（不処罰に寄与する法及び機関の改革） 1 人権侵害に寄与し又はこれを正当化する立法並びに行政上の規制及び組織は、無効又は廃止されなければならない。特に、緊急事態に関する立法及びいかなる種類の裁判所も、世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約で保障された基本的権利及び自由を侵害するものであるときは、無効又は廃止されなければならない。人権の保護を確保し、かつ民主的な組織及び手続を防護するのに必要な立法上の措置が定められなければならない。

2 国家は、かかる改革の基礎として、民主主義及び／又は平和の回復又は移行期において、立法及び行政上の規制の総合的な再検討を約束すべきである。